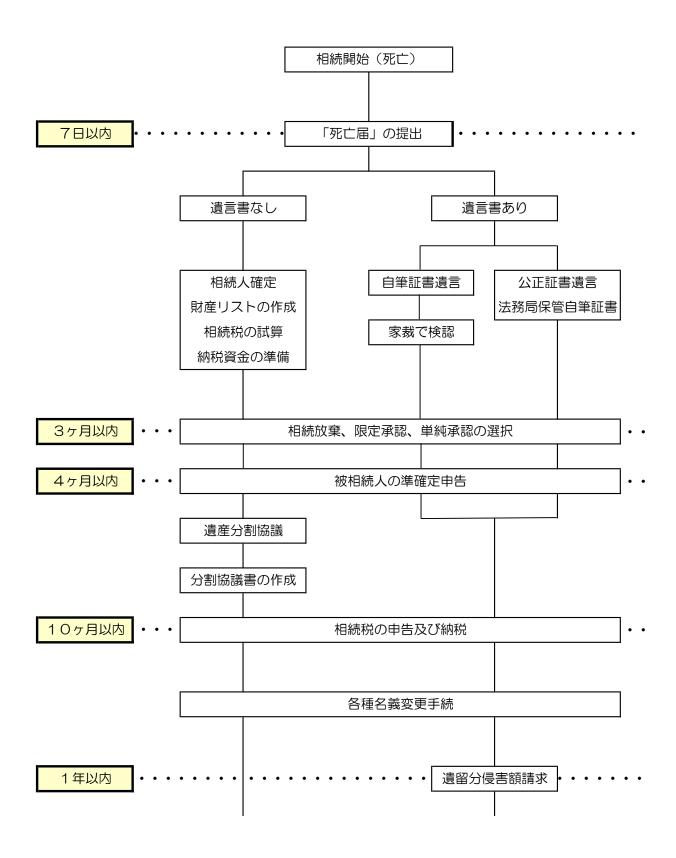
令和3年7月27日

逆算で考える相続税申告までのスケジュール

~ いつまでに何をするのか? ~

相続アドバイザー養成講座 第1期生 _{税理士・不動産鑑定士} 佐藤健 一

I. 相続開始後の主な手続とスケジュール



Ⅱ、相続税の基礎

1. 相続税の申告及び納付

相続税は、相続等により財産を取得した者が、提出期間内に税務署に申告書を提出 したうえで、相続税額を納付することにより完了します。そのルールを整理すると、 次のようになります。

- ① 申告すべき者 … 納付税額がある又は特例を適用した相続人又は受遺者 実務上は共同で申告しますが、単独でも申告できます。
- ② 申告書の提出期限 … 相続開始日の翌日から10ヶ月以内
- ③ 提出先 … 被相続人の住所地を所轄する税務署
- ④ 納付期限 … 相続開始日の翌日から10ヶ月以内
- ⑤ 申告期限 … //
- ⑥ 納付方法 … 現金による一括納付、許可を受けて延納又は物納

2. 相続税の基礎控除

基礎控除額 = 3.000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

3. 相続税の納税方法

(1) 原則

相続税は、申告期限までに金銭で一括納付するのが原則ですが、その納税について相続税の特殊性から、延納及び物納が設けられています。

(2) 延納

相続財産中の大半が不動産である場合などは、最長20年間にわたり延納にて納付することができます。なお、延納期間中は利子税がかかります。

(3) 物納

相続税について、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、許可を受けて不動産等による物納が認められます。

Ⅲ. 相続対策と相続開始後の必要時間

1. 争族対策 • 円満分割対策

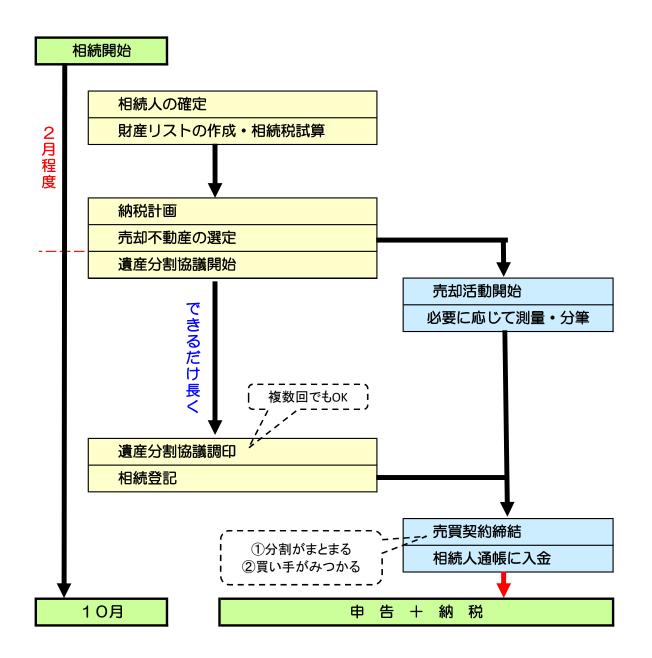
遺産分割協議のための時間をできるだけ多くとりたい。

2. 納税資金準備対策

納税必要額の不動産を売却するためには時間がかかる。場合によっては、成約価格に足下を見られることも。

3. 節税対策

相続開始後にできる節税対策は限られている。



Ⅳ、相続アドバイザーとして

1. 相続アドバイザーの役割

相続における各種手続きに対して方針を立て、各専門家への橋渡しを行うこと

2. 申告の要否の3分類

- (1) 相続財産額 > 基礎控除額 10ヶ月以内に「申告」及び「納税」が必要
- (2) 納税はないが申告が必要な人

「小規模宅地等の特例」「配偶者の税額軽減」を受けてはじめて相続税がゼロとなる人は申告が必要。(申告要件)

(3) 相続財産額 ≦ 基礎控除額 申告の必要なし。相続税なし。

3. 相続に求められる知識及び専門家

- (1) 相続人確定 → 弁護士・司法書士・行政書士
 - ① 戸籍の収集と相続関係図の作成
 - ② 遺言がある場合はその扱い
- (2) 財産リストの作成 → 税理士
 - ① 各種財産、特に土地の簡易評価
 - ② リストアップ(相続税かかる・かからない、プラス財産・マイナス財産)
- (3) 相続税の試算 → 税理士
 - ① 基本的な相続税の計算方法
 - ② 小規模宅地の特例、配偶者の税額軽減などの概要
 - ③ 基本的な譲渡所得税の計算
- (4) 納税計画 → 税理士·不動産業者·土地家屋調査士
- (5) 各種名義手続
 - ① 不動産 → 司法書士
 - ② 金融資産